

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

1. 都市福利施設の整備の必要性

少子高齢化社会に対応したコンパクトなまちづくりを具現化するために中心市街地での都市機能の充実と集約化を推進する必要があるが、都市機能充実の主要素として都市福利施設を位置付ける。

また、少子高齢化が進んでいるため、高齢者が安心・安全かつ健康で暮らせ、若い夫婦が子育てしやすい、少子・高齢化に対応した都市福利施設の充実が必要になっている。

中心市街地来街者アンケート調査結果によれば、医療施設のなかでも、「総合病院」、「産婦人科」についての要望が多く、高齢者対応施設としては、「老人用施設」、「高齢者が集える施設」、「歩行空間のバリアフリー化」等の要望が多い。

教育文化施設としては、「図書館」の要望が圧倒的多数を得た。

また、NPO、文化団体などが活発な活動を展開しているが、中心市街地の活性化のためには、これらの活動が連携してさらなる発展が不可欠である。

都市福利施設の整備のための事業は、下記の基本方針と目標に対応した事業と位置付ける。

事業 : 都市福利施設の整備のための事業



基本方針 : 住みよい生活ステージ形成 ・ 商店街協働コミュニティ形成

目標 : 街なか居住推進 ・ 市民活動の活性化

2. 都市福利施設の整備の方針

老朽化した市立病院を郊外移転せず、中心市街地の現在位置で建て替えるとともに、郊外部にある図書館を既存ストックである市役所のスペースを活用して中心市街地に移転することにより、中心部に新たな魅力拠点を創出する。市役所、郵便局などの公共公益施設の既存集積があり、駅前から続く商店街が隣接している利便性を向上させるため、都市福利施設を中心市街地に充実させる。

また、新たに市民活動の拠点施設としてまちづくりセンターを中心市街地などの情報発信や市民の活発な交流を推進する施設として整備し、市民の利便性の向上につながる「住みよい生活ステージ形成」を推進する必要がある。

フォローアップについては、事業開始以後の毎年度末において進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点においても進捗調査のうえ、効果の測定を行い、検証する。

[2] 具体的事業の内容

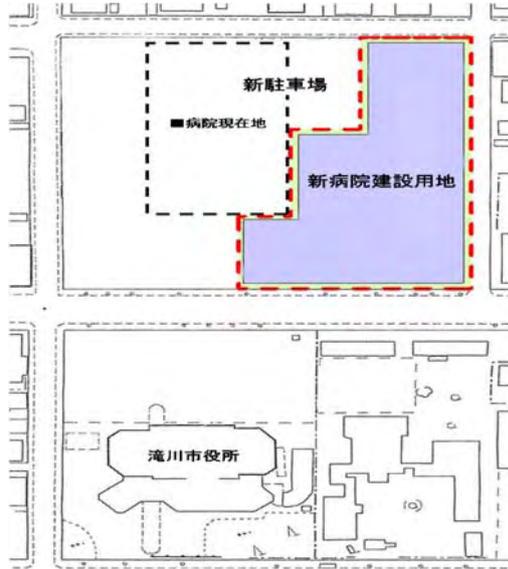
(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>滝川市立病院改築事業 (滝川市中心市街地地区)</p> <p>滝川市立病院の建替え</p> <p>H18～H23 年度</p>	<p>滝川市</p>	<p>滝川市立病院は、主要部分が築後40年以上経過し、狭隘化、老朽化により、患者・職員の動線の複雑化、医療機能の効率化を阻害していることや慢性的な駐車不足が大きな課題となっている。さらに、平成17年実施の耐震診断では目標耐震性能を満たしていないことが判明している。当病院は地域基幹病院としての診療圏は患者割合から見ると、滝川市及び隣接する新十津川町、雨竜町の住民で9割以上を占めていることから3市町が当病院の診療圏と判断している。また、病床利用率も84.89%と高いことから、中空知のセンター病院との連携、機能分担を行い、住民の基礎的医療及び救急医療を担う病院を目指し、生活習慣病などに対応した予防医療への取り組み強化、保健・福祉・介護部門との連携強化を図り「市民健康支援ネットワーク」の構築を目指して、病診連携の強化、訪問看護・訪問リハビリの強化のため医療ソーシャルワーカーの正規職員を採用し、訪問看護・訪問リハビリのスタッフの充実も図るとともに健康教室などの予防対策の強化を進める。さらに、糖尿病、リウマチなどの専門外来の充実を図るため、生活指導等を行う相談室を新病院の内科外来に設置し、スタッフの充実のため糖尿病看護認定看護師の育成も図っていく。これらの取り組みを進めることにより、地域基幹病院として今後ますます重要性が高まることと予想される。本計画では、地域基幹病院としての建物強化、養生環境機能の充実、駐車場対策などを講じることにより安心・安全・利便性の向上を図ることとする。また、現病院に比べて1ベッド当たりの面積が広い病室など建物全体が使いやすいスペースを確保している。</p> <p>現在位置での建て替えは、当病院が中心市街地エリアで、市役所、郵便局等の公共施設が集積する官公庁地区の一角にあり、駅前から続く商店街にも隣接していることや都市福利施設を中心市街地に充実させることにより、福祉医療、行政サービス、商業が集積されたコンパクトなまちづくりが推進される。本計画との連携としては、「賑わい再生ロード」事業とのつながりをもたせるため、病院の敷地内(駐車場のコーナー)に外来患者や見舞客が外に出て休憩やお話ができ、そこから街に回遊してもらうことを目的としたポケットパーク(花や木を植えベンチを設けた小さな緑地)やバス待合所を設置し、さらには、病院の来院者待合室を、診療後には市民開放し、市民がロビーコンサートなどに活用しやすい構造とする。また、</p>	<p>社会資本整備総合交付金 (暮らし・にぎわい再生事業)</p> <p>H18～H23 年度</p>	

待合室にギャラリー機能を持たせるなど、病気でない市民も気軽に立ち寄れることを意識した基本構想を組み立てており「住みやすい生活ステージ形成」を図るとともに、目標とする街なか居住の促進や賑わいの創出にも寄与できる事業である。また、1日当り約1,000人の外来患者が見込まれることから、隣接する商店街、市役所、図書館などと連動した回遊性の向上も期待できる中心市街地活性化のため必要な事業である。



参考資料：滝川市立病院概要比較

	現病院	改築計画
病床数	350床	314床
診療科	13科	13科
患者数	平成17年度実績	平成23年度見込み
	入院 108,443人	入院 108,702人
	外来 239,824人	外来 241,560人
	合計 348,267人	合計 350,262人
敷地面積	15,510㎡	15,510㎡
スタッフ数	351名 〔常勤医師38名〕	364名
床面積	14,900㎡	24,079㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 (地下1階・地上4階)	鉄筋コンクリート造一部鉄骨鉄筋コンクリート造、免震構造 (地上7階)
駐車台数	120台	189台

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
図書館移転事業 H22～H23年度	滝川市	<p>現図書館は市街地のはずれに位置し、老朽化により建て替えが必要になったが、中心市街地の活性化のために現在地でなく市役所の2階及び地下1階の一部を有効活用する形で移転する。</p> <p>図書館本来の図書機能に加え、中心市街地を訪れる市民の憩いのオアシスとして活用されることと、ここを起点として中心市街地の様々な都市機能を利用するために回遊することが期待され、中心市街地に都市福祉施設、行政サービス、商業の連携により、住みやすい環境整備を進めることで、目標とする街なか居住の促進にも寄与できる中心市街地活性化のため必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金</p> <p>(都市再生整備計画事業)</p> <p>H22～H23年度</p>	
図書館活用向上調査事業 H22～H24年度	滝川市	<p>図書館活用向上調査事業は、図書館の利用状況、ニーズ調査(蔵書のデータベース化によるネット検索システムにより実証実験を行う)を行い、開架図書の拡大、利用者の増加、利便性の向上方策を検討、実施することにより中心市街地の集客力を高め、中心市街地活性化に資する重要な事業である。</p> <div style="text-align: center;">  <p>□ : 図書館移転先2階フロア位置</p> </div>	<p>社会資本整備総合交付金</p> <p>(都市再生整備計画事業)</p> <p>H22～H24年度</p>	

参考資料：滝川市立図書館概要比較

	現図書館	新図書館計画
場 所	●中心市街地外 単独 RC造 3階	●中心市街地内 市庁舎 2階フロア全体 1階ロビー 共用 地下1階 書庫
面 積	490㎡	1,387.02㎡
開架図書	約35,400冊	約60,000冊
利用者数	43,000人/年	65,000人/年 (見込み)

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>まちづくりセンター整備事業</p> <p>市民の交流及びコミュニティ活動の促進を図る拠点施設の整備</p> <p>H23 年度</p>	<p>滝川市</p>	<p>まちづくりセンターは、まちづくり推進のため積極的に事業を取り組む町内会や市民活動団体、NPO法人アートチャレンジ滝川、NPO法人空知文化工房、滝川消費者協会などまちづくり関連団体、商店街等の連携のもとに、中心市街地をはじめとする地域の交流及びコミュニティ活動、活性化など様々な事業に取り組む市民活動の拠点であるとともに中心市街地において誰でも気軽に集い交流を深めるための拠点となる魅力ある市民の施設として既存建造物を活用し整備をする。</p> <p>拠点機能としては、地域住民の相互交流及びコミュニティ活動などの支援、まちづくりに関する情報発信ならびに人材育成を行う事業展開場所とする。</p> <p>また、魅力ある機能として、交流スペースにおいては、市民団体の相互交流を図るためイベントの開催をはじめ中心市街地情報や市民活動情報を発信するとともに団体の活動状況の展示、また各種団体の協力を得て、リアルタイムに滝川市の美しい自然や風物、イベントなどを放映し、市民がゆったりとくつろげて楽しめる憩いの場としての交流空間づくりを実現する。</p> <p>多機能スペースにおいては、食と健康をキーワードとして家庭における食育機能の向上と健康増進を図るため、こどもからお年寄りまで食育を通して幅広い世代間交流の推進及び地場産農畜産物を活用した地産地消の促進、健康増進を図る拠点とする。</p> <p>まちづくりセンターは、市民の交流及びコミュニティ活動の促進を図る拠点施設として「住みやすい生活ステージ形成」を推進し、市民活動の活性化、賑わいの創出にも寄与できる中心市街地活性化のため必要な事業で</p>	<p>社会資本整備総合交付金</p> <p>(都市再生整備計画事業)</p> <p>H23 年度</p>	

		ある。 		
--	--	---	--	--

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>集いの広場事業</p> <p>子育て支援施設「親子広場とんとん」の運営</p> <p>H17年度～</p>	<p>NPOたきかわホール</p>	<p>街なか地域文化交流広場「く・る・る」の一画にあり休憩スペース、図書コーナーなどの利用と連携している。</p> <p>中心市街地で、市内の子育てサークルなど就学前の母子が気軽に集って交流できる本格的な子育て支援施設として平成16年から運営され、市内のみならず歌志内市、新十津川町など市外からの利用者もあり、平成18年は9,453人(子供4,932人、大人4,521人)が利用している。</p> <p>子育てサークルと単独で会員(約200人)になる母子が集まり、卒業者も含めた子育てコミュニティが形成されている。利用者により、人形劇グループ「おひさま」も結成され、活発な活動が行われている。また、絵本の読み聞かせやクリスマス会などのイベントを定期的に行われ好評を得ているが、今後、人形劇のワークショップや育児に関する相談・情報交換会をとおして利用者の増加を図る。</p> <p>少子化時代に必要な子育て支援機能として重要な役割を担っていることから、目標とする商店街と協働したコミュニティの醸成や市民活動の活性化など、中心市街地活性化のため必要な事業である。</p>	<p>集いの広場事業</p> <p>H17年度～</p>	



(4) 国の支援がないその他の事業

該当なし

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住推進の必要性

1. 街なか居住推進の必要性

市街地の拡大に伴う郊外居住の増加により中心部における人口の空洞化が進んでいる。少子高齢化社会に対応したコンパクトなまちづくりを推進するためには、中心部における人口の回復が不可欠となっている。

人口回復のためには、中心部での都市機能の充実と魅力アップ、地域コミュニティの活性化などを推進し、街なかに住むことが魅力となるような居住環境を形成する必要がある。そのためには高齢者をはじめ多くの市民が集まり暮らし、やさしい心を育む住む場を再構築していかなければならない。

これらを実現するために、都市機能の充実と魅力アップ、地域コミュニティの活性化と並行して、居住機能の充実を一体的に推進する必要性がある。

街なか居住推進のための事業は、下記の基本方針と目標に対応した事業と位置付ける。

事業 : 街なか居住推進のための事業



基本方針 : 住みやすい生活ステージ形成

目標 : 街なか居住推進

2. 街なか居住推進の基本的な方針

中心市街地区域のなかで、平成18年度に開始した共同住宅の建設を促進するための補助制度を継続する。実績としては、補助制度を活用して1棟16戸の共同住宅が建設された。

平成20年度からは空き室・空店舗情報を積極的に発信して街なか居住を推進する。

市営住宅の建設については、郊外にある老朽化した市営住宅の建て替え計画を見直し、一部分を中心市街地で建て替えて街なか居住を推進する。建設位置は、機能集積を考慮し賑わい再生ロードに近接して計画する。

フォローアップについては、事業開始以後の毎年度末において進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点においても進捗調査のうえ、効果の測定を行い、検証する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>公営住宅等整備 (滝川市営住宅 栄町団地)</p> <p>H20～H22 年度</p>	<p>滝川市</p>	<p>街なか居住を推進するためには民間投資による共同住宅を中心とした住宅の供給が不可欠であるが、行政の役割である公営住宅の供給を中心部居住の先導役として実施する必要がある。具体的には郊外での建て替え計画を変更して中心市街地でその一部を建設することとする。</p> <p>市営住宅は、中層建て20戸で、冬期間にも快適な生活が享受できる住宅とし、良質な居住環境形成と高齢化時代に対応した仕様（北海道福祉のまちづくり条例に準じて）を適用する。</p> <p>また、居住者の利便性向上のため、駐車場が不可欠であることから駐車場20台を整備する。</p> <p>公営住宅の整備においては、「北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例」に基づき、犯罪の発生しにくい構造に配慮した住宅づくりに努める。</p> <p>住みやすい生活ステージ形成のために、街なか居住推進を目標とする、中心市街地活性化のために必要な事業である。</p> <div data-bbox="587 1258 1139 1626" data-label="Image"> </div> <p>【事業概要】 構造：鉄筋コンクリート造（RC造） 階数：5階建 戸数：20戸 駐車場：20台 敷地：1,876.50㎡</p>	<p>社会資本整備総合交付金</p> <p>（都市再生整備計画事業）</p> <p>H20～H22年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>街なか居住推進補助事業</p> <p>共同住宅等建設に対して補助</p> <p>H18～</p>	滝川市	<p>減少した中心市街地への転入を促すため、共同住宅の建設に対する補助制度の運用により、街なかでの居住者を増加させ中心市街地の活性化と賑わいの創出を図る。</p> <p>住みやすい生活ステージ形成のために街なか居住推進を目標とする、中心市街地活性化のために必要な事業である。</p> <p>【制度概要】</p> <p>・ 対象施設</p> <p>共同住宅建設 R C造 6戸以上 木造 4戸以上</p> <p>店舗併用住宅建設 2戸以上</p> <p>・ 補助額</p> <p>初年度固定資産年税額×10倍 (一戸当りの補助額は100万円を上限)</p> <p>既存建物解体工事費の10%</p>	<p>社会資本整備総合交付金</p> <p>(地域住宅計画に基づく事業)</p> <p>H21～H24年度</p>	

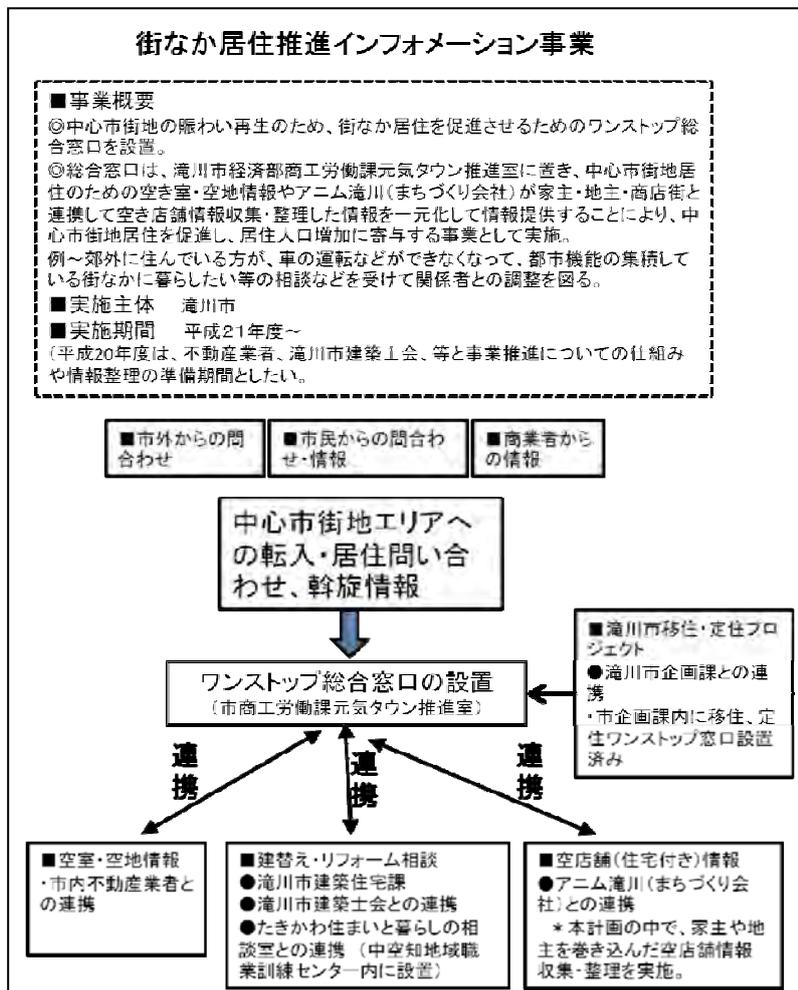
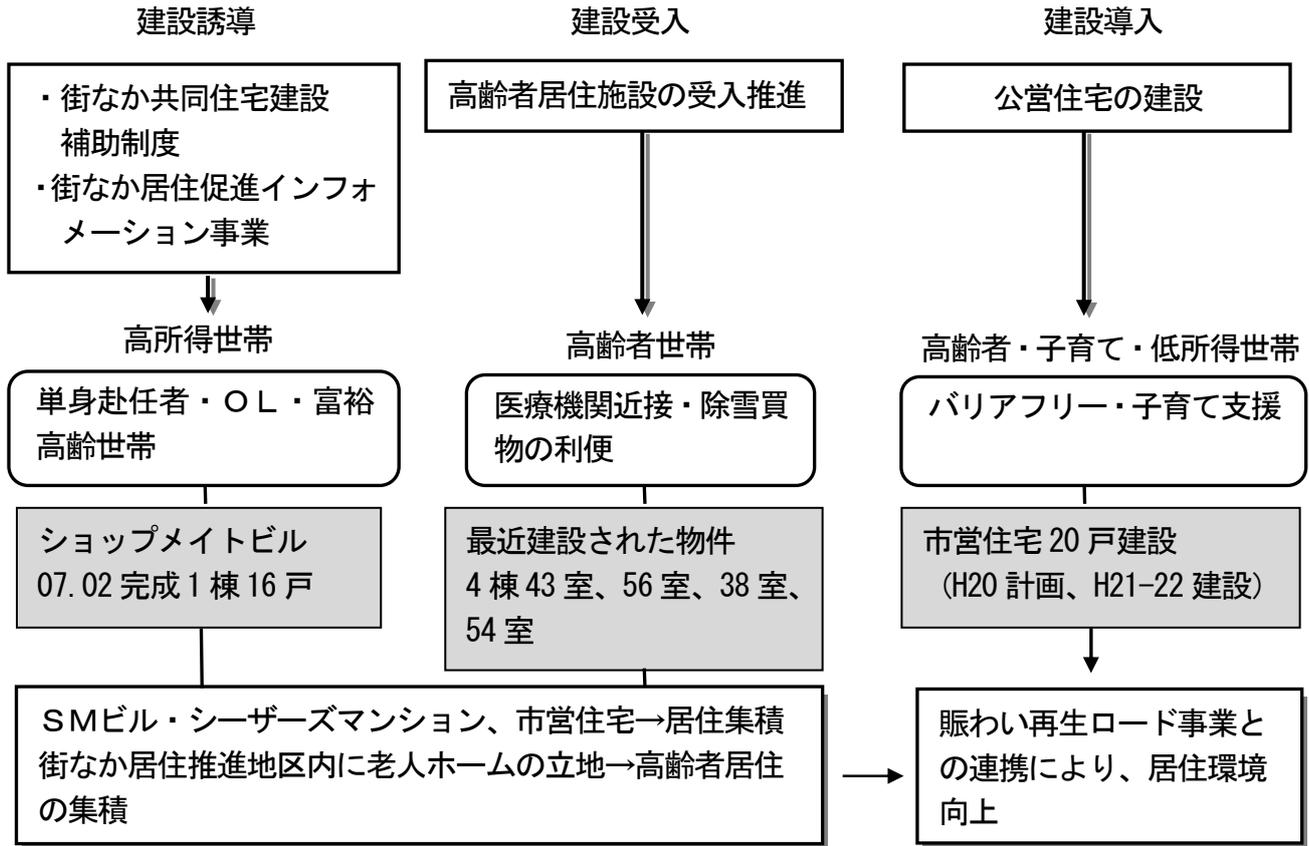
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>街なか居住推進インフォメーション事業</p> <p>街なか居住に関する総合窓口の設置</p> <p>H21～</p>	滝川市	<p>中心市街地への転入、住宅建設などによる居住を促進するために、滝川市元気タウン推進室において街なか居住に関するワンストップ総合窓口を開設する。</p> <p>まちづくり会社の㈱アニム滝川と連携して不動産情報の収集に努め、中心市街地の空き室など住宅情報だけでなく、住宅建設に適した空き地情報、空き店舗情報なども積極的に発信する。</p> <p>住みやすい生活ステージ形成のために街なか居住推進を目標とする、中心市街地活性化のために必要な事業である。</p>		

街なか居住推進の施策展開図



7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業活性化の必要性

1. 商業活性化の必要性

平成6年度と平成17年度の比較で市全体の小売販売額は約170億円減少しており、中心市街地における減少額とほぼ一致している。全市に対する中心市街地の小売販売額シェアは平成6年が約40%あったのに対し平成17年は23%にまで下がっている。空き店舗数は平成14年度に比べ増加傾向にあり、小売店舗数は平成6年度に比べ100店舗減少している。中心市街地における主要地点の歩行者通行量は平成9年度と比較して50%以上減少している。

このまま推移すれば、空き店舗の増加と来街者の減少が悪循環に陥って商店街は衰退し、集積していた銀行、病院など生活に必要な様々な機能が失われ、市民生活に大きな打撃を与えることが懸念される。

このことから、多様なアプローチにより中心市街地の活力を高める必要があり、それを推進するための要素として商業の活性化は大きな役割を担っている。

商業活性化のための事業は、下記の基本方針と目標に対応した事業と位置付ける。

事業 : 商業活性化のための事業



基本方針 : 商店街協働コミュニティ形成 ・ 回遊・滞留ルート形成

目標 : 市民活動の活性化 ・ 賑わい創出

2. 商業活性化の方針

中心市街地の商業活性化は、郊外型大型店と対峙するような商品構成や店舗展開ではなく、市民に親しまれる個店の魅力アップが必要になる。これを推進するために、店先で情報発信する賑わい再生ロードを整備し、市民と個店をつなぐ役割を果たす。

また、図書館の移転、市立病院の建て替え、市営住宅の建設、まちづくりセンターの整備、商店街拠点づくり事業における「くつろぎ処」・「チャレンジコミュニティカフェ」の新設など都市機能の強化とコミュニティ活動の充実により、市民の回遊性を高めて賑わいを回復させるとともに、賑わい再生ロードなど様々な場所で情報発信を活発に行い、入りにくい個店のイメージを解消し顔の見える商店街再生を推進する。

フォローアップについては、事業開始以後の毎年度末において進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点においても進捗調査のうえ、効果の測定を行い、検証する。

[2] 具体的事業等の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業等

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業等名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
商店街拠点づくり事業 くつろぎ処及びチャレンジコミュニティカフェ整備、空き店舗情報発信及びチャレンジショップ事業の一体的実施 H20年度～	滝川市商店街振興組合連合会	<p>本事業は商店街の中心的通りであるベルロード沿いの空き店舗を活用した拠点整備とチャレンジショップ等の空き店舗対策事業をパッケージで実施し、一体性と相互性を持った戦略的な空き店舗対策に取り組むとともに、商店街の集客力向上と魅力アップにつながる事業を拠点で展開することで、商店街の賑わい創出を図る事業として位置付けている。</p> <p>(1) 拠点整備</p> <p>①くつろぎ処 (旧衣料品店)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向けの食事提供と地元農産物の販売 (地元産品を活用したコミュニティレストラン。高齢者をメインターゲットとしてラジオ体操参加者への朝食提供や近隣の高齢者マンション住民への食事提供を考えている。) ・商業者講習会等 ・食育プログラムのキッズキッチンの運営 <p>②チャレンジコミュニティカフェ (旧美容室)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者向けのカフェの設置 ・学生と商店街が連携した商品開発や販売 (カフェ提供商品やユニホーム、内装備品等に学生のアイデアを活かすほか、実践販売による商業経験の場として活用する。) ・商店街の商品等を設置するモデルハウス化 <p>※補助対象外であるが連携してカフェに設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2階：託児所誘致 (郊外にある託児所を誘致する。午前7時～午後3時まで営業し、買い物客のほか近隣で働く人に利用してもらい、常時7～8人程度の託児を見込む。) ・3階：市商連事務所 (空き店舗対策司令塔) 	戦略的中心市街地中小商業等活性化支援事業費補助金 H20～22年度	

(2) 空き店舗対策

①空き店舗情報発信事業 (収集・活用・発信)

②チャレンジショップ事業

(空き店舗を2店活用し、インキュベーション施設とする。今まで実施してきたチャレンジショップ事業では、インキュベーション施設が1店舗のみで選択できる余地がなく、内装も既存の状態であり、決められた募集期間内で短期に卒業させる方式となっていた。今回は2店舗活用することで、インキュベーション施設をチャレンジャーが選択できるほか、事業を継続して実施することでチャレンジャーにとって都合の良い任意のタイミングで開業でき、長期のスパンでの育成を図れるものである。)

また本事業は、りやかあさん事業 (P102) や賑わい再生ロード事業 (P83) と連携し、集客と空き店舗対策が効果的に図られることから、目標とする賑わい創出に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。



<p>スキルアップを目的とした協働型商業等活性化事業</p> <p>太郎吉蔵と連動して商店スキルアップ事業や地域ブランド創出事業等を展開</p> <p>H20年度～</p>	<p>NPO法人アートチャレンジ滝川</p>	<p>アートチャレンジ滝川が取り組む本事業は、経済が低迷し行財政難の地域に、地域独自の文化資源の有効活用を軸とし、地域アイデンティティの形成につながる商店街との協働事業で中心市街地再生を目指すもので、賑わい創出を図る事業として位置付けている。</p> <p>駅近在の石蔵を再生した「太郎吉蔵」を拠点に、市民参加型のアートイベントや世界の第一線で活躍する方を招いてレクチャー、全国の建築・美術系大学生を対象としたルーラル・アート・プログラムなどを行っているが、全国から参加する専門家集団の企画応援団の存在が大きな特色となっている。</p> <p>商店街活性化スキルアップ事業はその組織の能力を十分に活用し、地元ブティック系の店舗とのファッションショーや菓子業者との新作スイーツの開発・発表会をプロデュースするとともに、豊富なデザイン力によりプロダクツ等の協働製作を進め、地域ブランドとしての「滝川グッズ」創出を目指す。</p> <p>商店街との共催で取組んできた滝川の冬を彩る紙袋ランタンフェスティバルをさらに発展させ、商店のPRとなる個店のランタンを制作し、京都の先斗町のように客を誘い入れる照明効果として機能させる。</p> <p>また、中心市街地情報を唯一市民に提供しているブログ・フリーペーパー事業（サイト「A.C.T.ing（アクティング）」フリーペーパー「A.C.T.ion（アクション）」）については、編集局員として地元滝川西高校の新聞局部員や國學院短期大学のキャンパス誌編集員も参加して、商店街情報を積極的に発信するとともに、魅力的な店舗を育てる評論機能を高め、さらに市民への連携を深める事業とする。</p> <p>本事業により紙袋ランタンで華やかさを演出、ブログ等で情報発信、商店街のスキルアップで商業の魅力を高め、総合的な商業活性化が図られることから、目標とする賑わい創出に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	<p>戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金</p> <p>H20～22年度</p>	
---	------------------------	--	--	--

<p>中心市街地活性化推進事業</p>	<p>滝川市 NPO法人たきかわホール 滝川市中心市街地活性化協議会等対象事業者</p>	<p>(街なか地域文化交流広場運営事業(駅前文化ひろば「く・る・る」)H17年度～) 駅前文化ひろば「く・る・る」は、市民のコミュニティ施設として、駅前再開発ビル内においてNPO法人たきかわホールが運営している。 施設には、スタジオや会議室が設置され、各サークルや文化団体など市民に活動の場を提供しており、ビーズアクセサリやパッチワーク等手作り作品などの委託販売コーナーがあるほか、来街者の憩いや休憩の場が設けられ、駅やターミナルに隣接していることもあり、多くの市民に利用されている。 また、自主的なイベントが企画され、実施には商店街をはじめ、高校生や短大生などがボランティアとして参加している。「く・る・る夏祭り」では工業高校生によるハイテクおばけ屋敷が作られたり、手作り作品を販売したりするなど積極的に参加しており、「収穫祭」では地元農家による農産物即売会を開催するとともに商店街との連携によりラリーを実施するなど、イベントを通じた幅広いコミュニティ形成の役割を担っている。 さらに、國學院短期大学と連携した市民向けのオープンカレッジを定期的に関講し、生涯学習の場としても利用されている。 以上のようなソフト事業を実施するなど商業活性化や市民活動活性化に寄与しており、中心市街地活性化には必要な事業である。 滝川市中心市街地賑わいづくり・人材育成等につながるイベント等ソフト事業を実施する(助成する場合を含む。)ことにより、中心市街地活性化を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>	<p>中心市街地活性化ソフト事業 H19～24年度</p>	<p>街なか地域文化交流広場事業補助 H17～ 中心市街地活性化アドバイザー派遣事業 (市単独)</p>
---------------------	--	--	-----------------------------------	---

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>中心市街地活性化イベント事業</p> <p>(納涼盆踊り祭り事業) 商店街において盆踊りを実施 H12年度～</p>	<p>駅前商店街・鈴蘭商店街</p>	<p>本事業は下記のイベントにより、商店街の賑わいの再生を目指した市民生活・活動のステージとして中心市街地を活用し、市民活動の活性化を図る事業として位置付けている。</p> <p>毎年8月、2日間にわたり、中心市街地の商店街通りを会場に市内外、子供から高齢者まで約2,500人が参加するイベント。</p> <p>誰もが楽しく参加できる盆踊りを通して商店街の集客を図るとともに、店主自らが模擬店を出店するなど、商店街と市民の協働による市民活動と商業の活性化が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p> <p>(別掲 紙袋ランタンフェスティバル) (別掲「く・る・る」企画イベント事業)</p>	<p>いきいきふるさと推進事業 H12年度～</p> <p>(") (")</p>	
<p>(おおーいでっかいどうカボチャ大会事業) 巨大カボチャの重量を競い展示 H16年度～</p>	<p>おおーいでっかいどうカボチャ大会実行委員会</p>	<p>毎年9月、JR滝川駅周辺にて市内外の農業関係者たちが栽培した数百キロを超える巨大カボチャの重量を競うイベント。商業者と市民が協働で企画運営し、商店街への親子連れや観光客等の集客が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>(たきかわコスモスマラソン事業) 滝川駅前で開催する大会 H元年～</p>	<p>(財)滝川体育協会</p>	<p>毎年9月、市花コスモスが咲く時期に、全国から約600人のランナーがJR滝川駅前をスタート地点として、ベルロードを通過し、滝川市街地を走る。商業者と市民がボランティアスタッフとして大会運営に参加し、応援する家族など市民を商店街に集客することから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>(滝川神社祭典露店事業) 春、秋の神社祭典露店の開催 H3年度～</p>	<p>北海道街商組合</p>	<p>ベルロードに数多くの露店が軒を連ね、親子連れから高齢者まで、60,000人以上の市民が商店街を訪れる。商業者の販売促進と市民の青少年育成等の街頭活動につなげ、商業活性化と市民活動活性化に寄与していることから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>NPOたきかわホール事業</p> <p>たきかわホール運用事業 (文化ホールの活用)</p> <p>H14年度～</p>	<p>NPO法人たきかわホール</p>	<p>平成15年に滝川市が取得しリニューアルした「たきかわホール」を市民による運営に切り替え、市民文化団体等がかかわるNPOたきかわホールが管理運営している。</p> <p>市民サークル等の活動発表のほか、高校生のライブイベント、若手商業者等が主催する音楽イベントなど市民の活動の場として活用されている。自主企画の映画上映や演劇等も催され、上質な文化鑑賞を市民に提供するとともに、サッカーワールドカップの日本代表応援会を開催するなど市民交流の場をつくっており、文化活動関係者を中心に広く市民の集客を得ている施設である。また、今後、演劇ワークショップや舞台技術を習得するための講座等を随時開催することにより、学生のみならず、主婦層や中高年齢者層にも文化活動に関心をもってもらうことで、利用者の増加を図り、さらなる市民間の交流を活発にさせるなど市民活動の活性化を目標とする、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>子育て応援パスポート事業</p> <p>子育て世代に応援パスポートを発行する事業</p> <p>H20年度～</p>	<p>滝川市</p>	<p>本事業は子育て世代の家庭に対して子育て応援パスポートを発行するとともに事業協賛店を広告PRするもので、パスポート利用者は事業協賛商業者から割引特典等のサービスを受けられる仕組みとなっており、「商店街協働コミュニティ形成」の実現を図るものとして位置づけている。</p> <p>具体的な事業運営は、NPOたきかわホールのコミュニティ運営事業と連携して、子育て世帯のパスポートを作成、協賛する商店を登録して回遊を促す仕組みづくりを行う。</p> <p>比較的郊外型大型店を利用しがちな子育て世代を商店街へ引き込む効果が大きいことから、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		

<p>暮らしのショールーム運営事業</p> <p>「りやかあさん」事業</p> <p>大型店の空きスペースを活用した消費者協会の活動拠点</p> <p>H18 年度～</p>	<p>滝川消費者協会</p> <p>滝川市中心市街地活性化協議会</p>	<p>中心市街地内の大型店である高林デパートの空きスペースを活用し、消費者協会の活動拠点を整備した。300 人を超える会員を抱える消費者協会が恒常的に活動することで、日常の賑わいを創出するとともに、イベント開催や消費者相談、お汁粉提供サービスなどを通じて賑わいとコミュニティ形成に寄与している。</p> <p>「りやかあさん」事業は、滝川市中心市街地活性化協議会がコーディネートしながら多様な団体等が係わり中心市街地の魅力づくりのためのシンボルとして活用を図る。</p> <p>利用するリヤカーは、平成19年6月に2台作成したが、さらに台数を拡充させる。</p> <p>このリヤカー活用して、消費者協会等の団体は、老人ホームなどへの行商、エコ活動、イベントとの連携などを行い、商店街は、市の開催、くつろぎ処やチャレンジコミュニティカフェの商品の移動販売、チャレンジショップ的な活用などを週に複数回行う。</p> <p>暮らしのショールーム及びりやかあさん事業は、中心市街地の魅力アップと商業の活性化に寄与し、「回遊・滞留ルート形成」の実現、さらに目標とする賑わい創出のため、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	
<p>中心市街地活性化基金事業</p> <p>中心市街地商業の活性化に資する事業への助成</p> <p>H18 年度～</p>	<p>滝川市中心市街地活性化協議会</p>	<p>本事業は平成18年度に設立した中心市街地活性化協議会に、市が3,000万円の負担金を供出して創設した基金であり、中心市街地活性化につながる事業のスタートアップを支援することを目的としている。</p> <p>中心市街地活性化に資する事業を商店街や団体から受け付け、審査のもと助成を行っている。活発な事業育成・人材育成に貢献できる、中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	

<p>商店街販促事業</p> <p>(一店逸品運動・店まわりツアー事業) 各商店の個性を表現した商品の開発運動 H12年度～</p> <p>(なまら大爆笑フェア事業) お笑いステージのチケットを提供する販売促進イベント H18年度～</p> <p>(多目的ICカードシステムモデル事業) 商店街ポイントカード事業 H8年度～</p> <p>(日ハム応援チケットや道内旅行券を提供する販売促進事業) H18年度～</p>	<p>滝川市商店街振興組合連合会</p> <p>滝川市商店街振興組合連合会</p> <p>滝川情報事業協同組合</p> <p>銀座商店街・大通商店街</p>	<p>平成12年より自分の店を見つめ直し個店の意識改革を図るとともに、逸品の開発や商店のPRを行う一店逸品運動をスタートした。店まわりツアーも同時に行い、個店の積極的なPRを実施している。一店逸品運動は現在、平成18年度から市商連が進めている販促事業「なまら大爆笑フェア」と連携しながら継続している。</p> <p>平成18年より中心市街地商店街を中心に市内の商店街等が参加している大型販促イベント(お笑いライブの抽選券と交換)。参加する店舗は一店逸品運動も実施しており、店の自慢の逸品やサービスをイベントにあわせて情報発信している。普段商店街に足を運ばない消費者の取り込みに貢献している中心市街地活性化に必要な事業である。</p> <p>平成8年より商店街が中心となる情報事業協同組合(元気カード会)を立ち上げ、全国的にも先進的なポイントカード事業を実施している。元気カードの愛称で広く市民にも親しまれるとともに市外の利用者もあり(会員は30,000人以上)、加盟店も幅広い業種に70店以上が加わり、商業活性化に貢献している中心市街地活性化に必要な事業である。</p> <p>平成18年より銀座商店街が、北海道日本ハムファイターズを応援する試合のチケットを販促に絡めて配布抽選している。この事業は新規顧客開拓や販売促進効果はもとより、常連客とのコミュニケーションをより深くとることを目的としており、試合には客と店主が一緒に行くこととしている。</p> <p>また、大通り商店街においても、近隣の新十津川農業高校に秋の収穫の提供を受け、温泉招待旅行と組み合わせた販促イベントを実施、新規の顧客獲得に努力している。</p> <p>消費者の足が遠のく商店街において、顧客確保や販売促進を目的としており、商店街の賑わい創出に寄与する中心市街地に必要な事業である。</p>		
--	--	--	--	--

<p>(ユージュアル事業) クーポン付きフリーペーパーの作製・配布 H18年度～</p>	<p>商店街若手有志</p>	<p>平成18年よりチャレンジショップを卒業した商業者が中心となり創刊したクーポン付きフリーペーパーである。紙面のコラムをFMのパーソナリティが手がけ、表紙や商品の写真撮影を一般市民のボランティアスタッフが協力するなどしている。本事業は若手有志の商業者が自主的に実施している事業であり、商店街や市民イベント等の情報も掲載している。商店街の売上げ促進や情報発信等の基本となる事業であり、事業を通じて若手有志のやる気や次代を担うリーダー育成にも寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>(FM「G' SKY」情報発信事業) コミュニティFMを通じた商店街情報の発信 H12年度～</p>	<p>滝川市商店街振興組合連合会</p>	<p>地域のコミュニティFM「G' SKY」(株FMなかそらち)において、商店街が独自の番組を持って情報を発信している。また、中心市街地におけるイベント等も随時番組で取り上げ、リスナーに提供している。他にも番組のスポンサーとしてオリジナルのCMを作成し、個店のPRにも努めており、商業の活性化に大きく寄与するものである。</p> <p>また、パーソナリティには学生など多くの市民ボランティアが参加しており、商店街協働コミュニティ形成に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		

商店街活動事業

(滝川ジン井普及事業)
滝川名物ジンギスカンを活用した滝川ジン井の普及活動
H17年度～

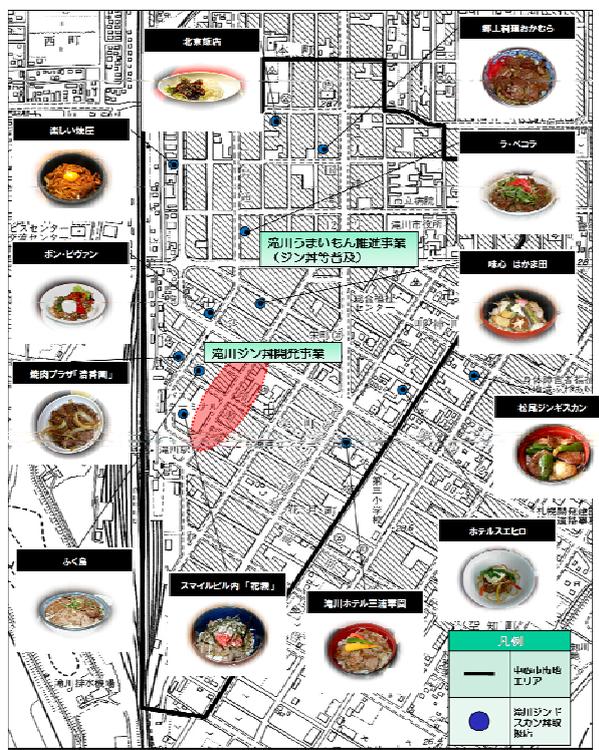
(滝川うまいもん推進事業)
ジンギスカン丼(ジン井)のPR活動
H17年度～

駅前商店街(駅前行動隊)

たきかわうまいもんマイスターの会

滝川名物である「ジンギスカン」を生かしたジンギスカン丼を駅前商店街の若手(駅前行動隊)が開発し、販売用の屋台を製作して市民との協働でイベント等に出店している。今後はさらなる普及PRに努め、市民との協働による商業活性化を図ることから、中心市街地活性化に必要な事業である。

前述の駅前行動隊によるジン井開発を基に、味付けの羊肉、ジンギスカン、北海道産米、どんぶり器などを使用するルールを決め、市内の飲食店でそれぞれのジン井が提供され、滝川の新しい名物となりつつある。このジン井を滝川市の名物として普及し、飲食店はもとより各家庭の味として広めることで、商業の活性化と市民活動の活性化を図ることから、中心市街地活性化に必要な事業である。



<p>市民生活・活動支援事業</p> <p>(健康づくり推進事業) 健康づくりを目的にラジオ体操、ウォーキングを実施</p> <p>H18 年度～</p>	<p>滝川ラジオ体操会</p>	<p>健康増進を目的として、市内の高齢者が中心となり滝川ラジオ体操会を設立。毎朝、市役所前の平和公園に集いラジオ体操を行なうとともに、街なかのコース利用して、ウォーキングを実施している。健康づくり推進と高齢者のコミュニティ形成を図るため市民活動の活性化に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。</p> 	
<p>(高齢者マンション連携事業) 高齢者マンションと商店街連携</p> <p>H20 年度～</p>	<p>大通商店街（その他の商店街・NPO たきかわホール・高齢者マンションが連携）</p>	<p>高齢者マンションに住む住民に、商店街情報や各個店の一店逸品のPR活動、さらには個店が足の不自由な顧客の買物送迎サービス、NPOたきかわホールが開催するイベント事業のプレゼント券や飲みもの無料券の配布等を積極的に行うとともに、高齢者マンションが独自に行う事業（喫茶店、入居者交流イベント等）とも連携しながら、高齢者がいつでも気軽に足を運んでもらえる商店街として、賑わいの再生、市民活動の活性化に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。</p> 	
<p>(福祉ホーム管理運営事業) 福祉ホームを拠点としたコミュニティ活動 S56 年度～</p>	<p>福祉ホーム管理運営委員会</p>	<p>南地区福祉ホームは、地域のコミュニティ活動の拠点となっている。ここを拠点として、3つの老人クラブ(会員約120名)が、中心市街地の外からも集まり、花の植栽、趣味の活動、子供との交流、高齢者マンション居住者との交流などの活動を実施している。本事業はこれらの活動を通じてコミュニティの醸成や中心市街地への集客を図り、市民活動の活性化に寄与する中心市街地活性化に必要な事業である。</p>	

(街なかウォーキング事業)
街なかウォーキングコース設定とPR
H19年度～

滝川市中心市街地活性化協議会

街なかにある「歴史のあるもの」「芸術を感じるもの」「滝川の食(ジン井やはるゆたかラーメンなど)」等歩いて見つけ出すコースを設定・PRし、魅力を発見して中心市街地の回遊性を作り出すものであり、中心市街地活性化に必要な事業である。

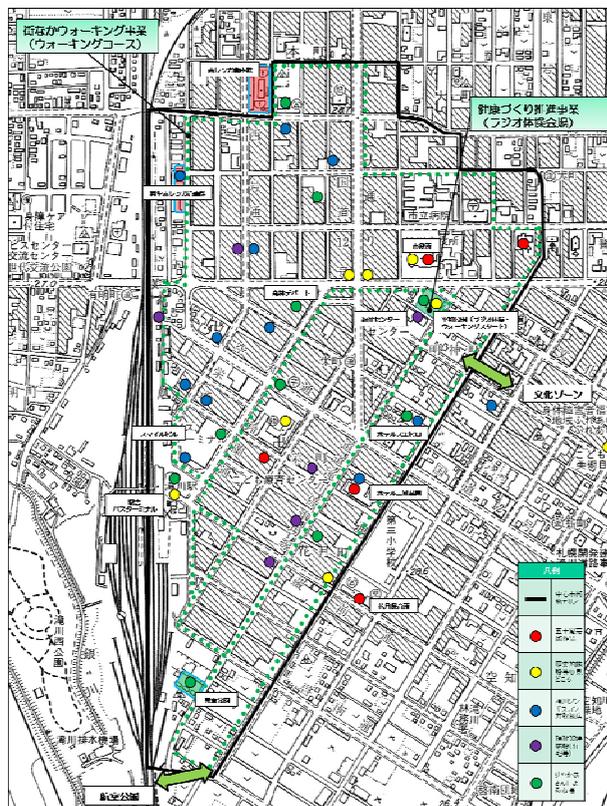


①歴史にふれるコース

滝川駅→太郎吉蔵→花月町倉庫→中川かなもの→北洋銀行→農協倉庫群→レンガ造り倉庫群→滝川駅

②芸術を感じるコース

滝川駅→つつじ公園→ホテル三浦華園→滝川簡易裁判所→滝川市役所→平和公園→太郎吉蔵→駅前広場→滝川駅



(そらぶちキッズキャンプ連携事業)
そらぶちキッズキャンプ支援
H19年度～

大通商店街

大通商店街がイベント等で使用するスタッフジャンパーに、難病児のために活動するそらぶちキッズキャンプを支援する団体としてロゴ等を盛り込むとともに、店先に募金箱設置、支援ポスターの掲示等活発な取り組みを行っている。人にやさしい魅力ある商店街形成が図られることから、中心市街地活性化に必要な事業である。

<p>駅前無料買物駐車場運営事業</p> <p>駅前における無料平面駐車場を運営する</p> <p>H14 年度～</p>	<p>駅前商店街</p>	<p>買い物客の利便性向上を図るため、無料の平面駐車場を駅前商店街が運営している。恒常的な集客力の向上が図られるとともに、イベント等の際に訪れる多くの来街者を受け入れる駐車場でもある。</p> <p>街なかへの集客による賑わい創出を図る事業として位置付けており、買い物の利便を高める商業活性化に寄与することから中心市街地活性化に必要な事業である。</p>		
<p>にぎわい広場運営事業</p> <p>イベント等によるにぎわい広場の活用</p> <p>H17 年度～</p>	<p>三楽街振興会、滝川商工会議所</p>	<p>飲食店街における市民の憩いの場を提供することを目的として平成17年度に市が「にぎわい広場」約 246 m²を造成し、三楽街振興会が管理運営を行っており、賑わい創出を図る事業として位置付けている。</p> <p>当広場は、電気、水道、排水設備が完備され、三楽街まつり、弁財天まつりなどイベントに活用されるとともに、ベンチ、テーブルが常設されており、弁財天像と隣接するため三楽街を訪れた市民の憩いの場として活用されている。</p> <p>商工会議所では、屋台を2台製作し、にぎわい広場でのイベントに出店利用している。</p> <p>市民憩いの場、回遊・滞留の場として中心市街地活性化に必要な事業である。</p> <div data-bbox="644 1368 1150 1749" data-label="Image"> </div> <p style="text-align: center;">三楽街まつり</p>		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

1. 公共交通機関の利便性の増進の必要性

中心市街地には、JR滝川駅及び滝川バスターミナルがあり、公共交通機関の結節点になっており、都市福利施設や商業施設などが集積されている。

中心市街地来街者アンケート調査結果（『平成18年度中心市街地商業等活性化支援業務「市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業」報告書【北海道滝川市】』（経済産業省中心市街地活性化室））では、中心市街地までの交通手段について、「自家用車」は20・30代で37%、60代以上で19%であり、「バス」は20・30代で14%、60代以上で21%と、年代が高くなるにつれて自家用車利用の割合が減少し、バス利用の割合が増加する傾向にある。

今後、高齢化社会が進展していくと、自家用車の運転ができない高齢者が増加することが予想され、公共交通機関の必要性が高まっていくと考えられることから、公共交通機関を活かしたまちづくりを展開する必要がある。

2. 公共交通機関の利便性の増進の方針

交通弱者である高齢者が、気軽に外出し、中心市街地で展開するコミュニティに参加しやすくするため、敬老特別乗車証サービス事業を継続していく。

フォローアップについては、事業開始以後の毎年度末において進捗調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間満了時点においても進捗調査のうえ、効果の測定を行い、検証する。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

該当なし

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

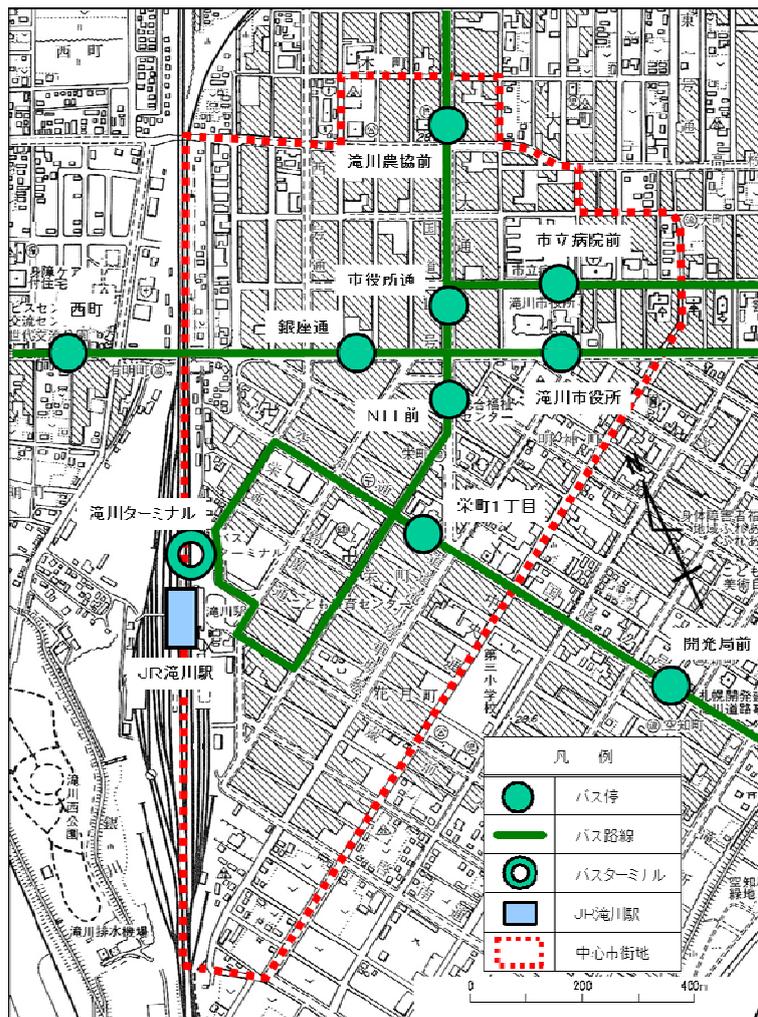
(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

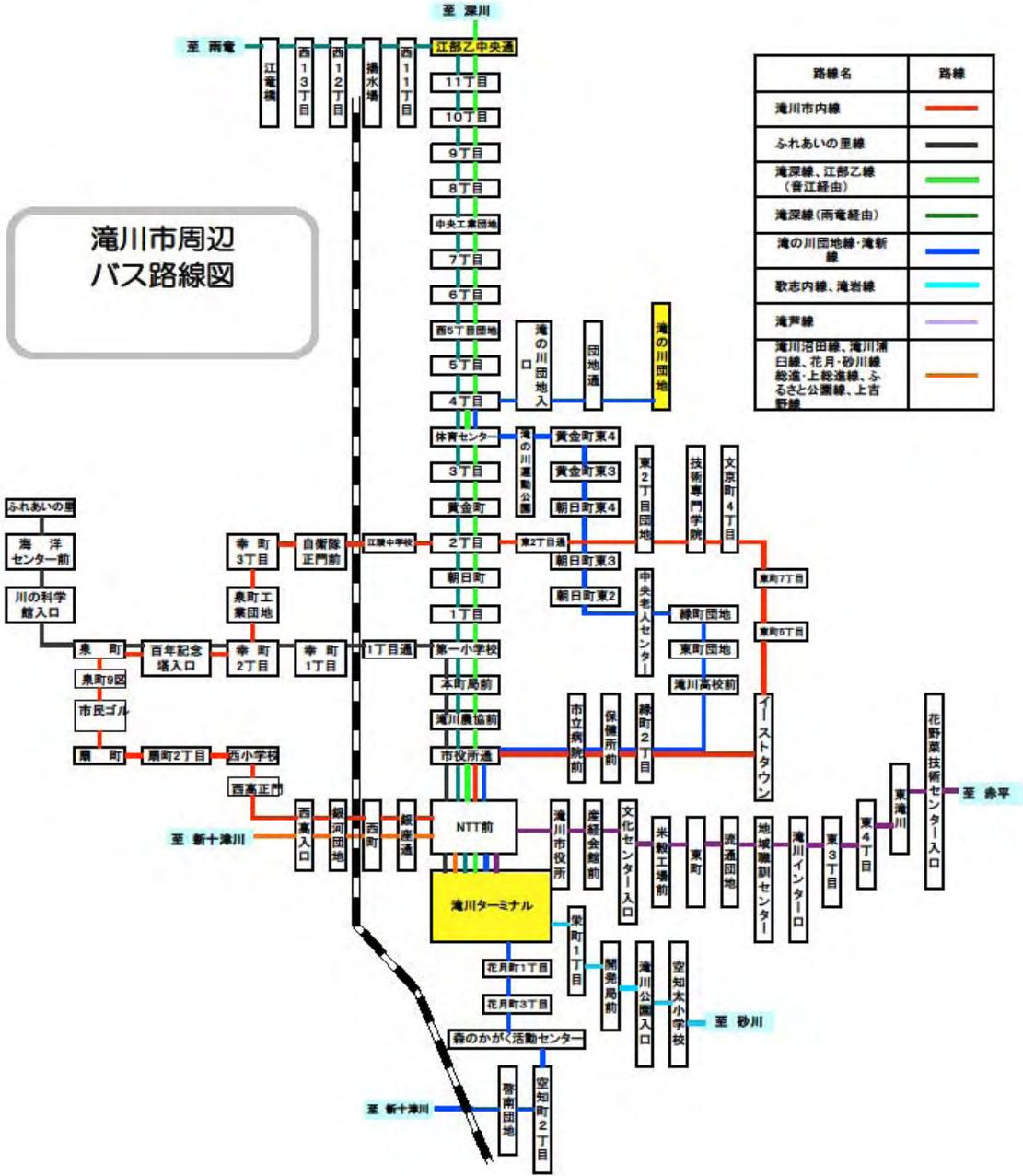
事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>敬老特別乗車証サービス事業</p> <p>75歳以上は市内バスを100円で利用可能</p> <p>H16年度～</p>	<p>滝川市</p>	<p>運賃負担を軽くし、バスを利用しやすくすることにより、交通弱者である高齢者が、外出機会を増やし、中心市街地で展開するコミュニティへの参加促進ができるなど、賑わい創出に必要な事業である。</p> <p>通常運賃は、ターミナルから市内の最も遠い停留所まで510円、最低運賃は180円である。</p> <p>当事業により敬老特別乗車証の交付を受けた75歳以上の市民は、市内路線を距離に関係なく1乗車当たり100円で利用できることとしている。</p>	<p>バス事業者へ市が補助</p> <p>H16～</p>	

中心市街地バス路線図

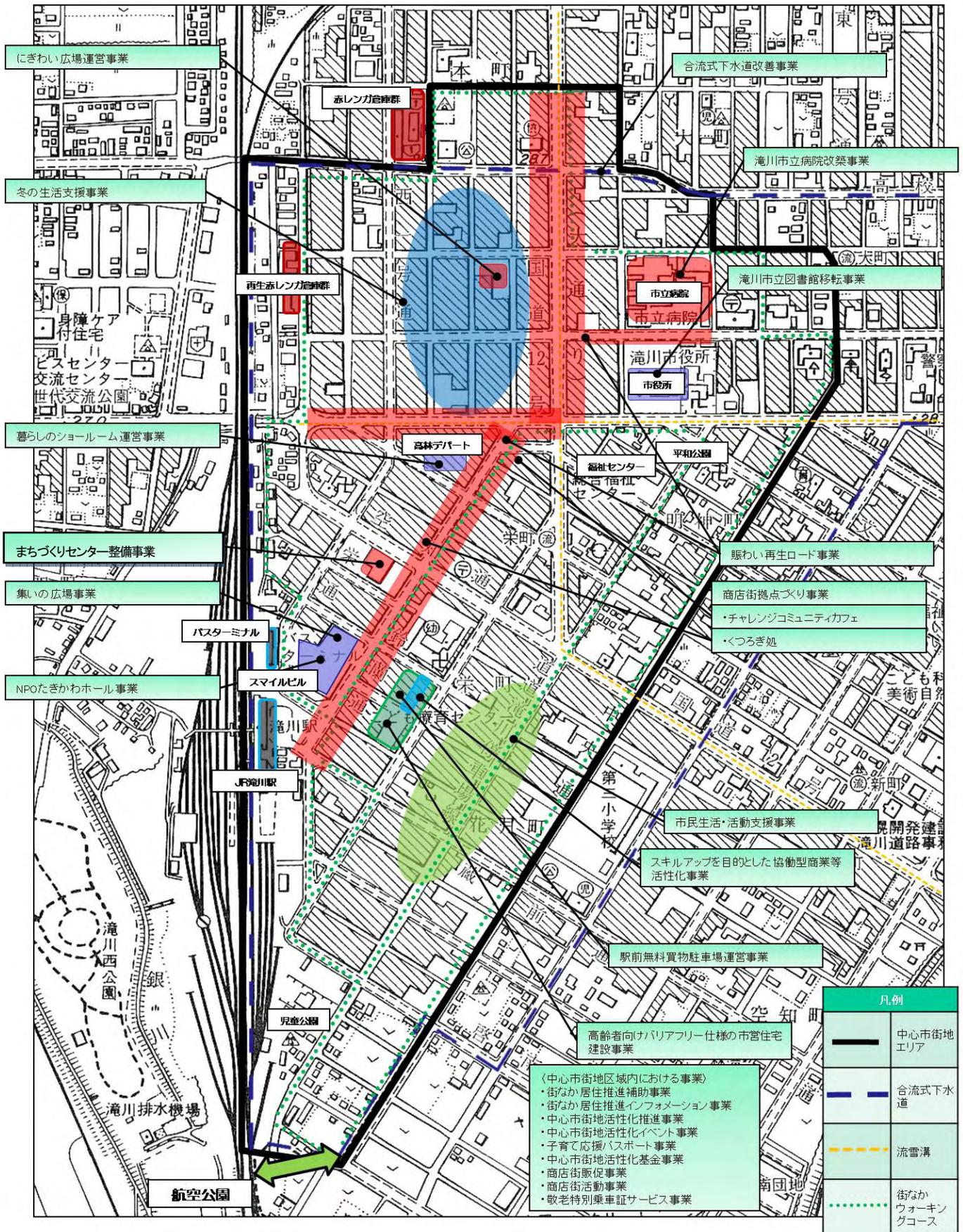


敬老特別乗車証サービス事業 実施箇所図

実施箇所
 敬老特別乗車証サービス事業 : 市内路線



◇ 4から7までに掲げる事業及び措置の実施箇所



9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備	
<p>[1]市町村の推進体制の整備</p> <p>(1) 庁内における推進体制の整備</p> <p>①元気タウン推進室</p> <p>本市の発展を支えてきた中心市街地の活性化を推進するために平成10年4月に設置した。</p> <p>構成：室長（課長職）1名、次長（副主幹職）1名、主査2名、担当2名の計6名。</p> <p>②滝川市中心市街地活性化推進本部及び中心市街地活性化基本計画検討部会</p> <p>・滝川市中心市街地活性化推進本部の下部組織として発展させた中心市街地活性化基本計画検討部会は、基本計画に係る部署の連携・調整を図るために平成18年8月に設置した。</p> <p>構成：部会長は総務部長、副部会長は経済部長、建設部長、部会員は企画課長、都市計画課長、土木課長、建築住宅課長、市立病院改築準備室長、図書館長、介護福祉課長、子育て応援課長、くらし支援課長、社会教育課長、商工労働課長の計14名。</p> <p>③図書館関係</p> <ul style="list-style-type: none">・図書館移転検討委員会 検討委員7名 平成18年3月2日～平成19年2月20日 6回開催（終了）・図書館整備準備委員会 検討委員7名 平成19年5月31日～（継続中）・図書館利用アンケート調査 平成19年6月1日～平成19年6月24日 調査対象：図書館利用者500人、一般市民500人 <p>④市立病院関係</p> <ul style="list-style-type: none">・滝川市立病院基本構想検討市民委員会 市民委員13名 平成17年12月12日～平成18年3月30日（6回開催）・滝川市立病院ありかた検討委員会 市幹部職員8名 平成17年9月15日～平成18年3月23日・市民アンケート 平成17年9月15日 調査対象：外来・入院患者500人・職員向けアンケート 平成18年2月7日 調査対象：職員49人・患者満足度調査 平成17年7月1日～平成17年9月30日	

- ・滝川市立病院改築準備室設置
平成18年4月1日
室長1名、副主幹1名、担当2名 の計4名
- ・滝川市立病院改築準備委員会
平成18年4月24日～
市幹部職員8名
- ・建替えシンポジウム
平成19年7月3日
- ・建替えを考える市民懇談会
平成19年7月3日～ 市内5箇所

⑤中心市街地活性化推進本部会議

平成18年10月18日

⑥中心市街地活性化基本計画検討部会

平成19年5月30日

コンパクトなまちづくり

準工業地区における大規模集客施設の立地制限について

(2) 政策提言

①市長との意見交換（市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業）

実施日：平成18年7月31日

担当専門家：(株)サンプランナーズ 代表取締役 今井晴彦 氏

担当研究員：(株)ソフトクリエイション 研究員 青木淳子 氏

面談者：滝川市長 田村 弘

市長の意見：

ア. 中心市街地活性化で重点的に取り組む課題、その理由と背景

- ・ 現行の中心市街地活性化基本計画「滝川元気タウン計画」を策定して早くから手を打とうと推進してきた結果、成果は一部あがっているが、反省もある。しかしながら、中心市街地の活性化なくして滝川のまちづくりは語れないと認識している。
- ・ これまでの市の開発の方向性を振り返ってみると、昭和46年に江部乙町との合併以降、江部乙地区との連担という意味も含めて、積極的に郊外開発を推進してきた。その結果、固定資産税収入が上がり安定した財源を確保できるなど、一定の効果も上げた。その流れで中心市街地の商店主も店舗併用住宅から郊外に居住するなどの傾向へと変化した。
- ・ しかしながら、人口減少時代に突入すると、郊外整備がコスト高になると同時に、中心市街地に人が住まないという弊害も明らかになってきた。こうした課題認識を踏まえて中心部の居住促進を政策としてしっかり取り組もうということになった。街なか居住を促進していく。

イ. これまでの中心市街地活性化の取組みの状況（問題点）

- ・ ハード事業が進捗していない。「滝川元気タウン計画」では「二核一軸」構想（二核＝①JR滝川駅前地区②高林ビル・名店ビル周辺、一軸＝ベルロード）を打ち出してきた。二核の一端を担う高林ビル・名店ビルを主とした再開発事業を実施するため関係者間で検討を続けてきたが、地権者交渉やキーテナント誘致難航などを背景として、事業は凍結された。

- ・ 当初、TMO「アニメ滝川」は、再開発事業完成後、再開発ビルの運営を担う予定であったが、再開発事業の頓挫が決定的となった後は、その位置付けを変えてソフト事業を中心とした事業展開がされている。同時に当初の資本金は5,000万円であったが、減資され1,000万円となり、人員も削減された。

- ・ 駅周辺の機能整備も計画していたが、地方財政状況が厳しい中、計画の見直しを迫られることとなり、平成19年以降は駅周辺整備を凍結することとなった。

ウ. これまでの中心市街地活性化の取組みの状況（うまくいった点）

- ・ NPO法人の活躍。駅前の西友が撤退したのち、駅前再開発ビル（現・スマイルビル）を市民文化の拠点としようという方針で、NPO法人「たきかわホール」が立ち上がった。NPO法人たきかわホールはスマイルビル内にある、たきかわホールの管理・運営、また街なか地域文化交流広場「く・る・る」や親子ひろば「とんとん」の管理・運営に携わっている。貸ホール事業、自主企画事業ともに利用率は非常に高い。

- ・ ジンギスカン発祥の地として、「ジンギスカン井」を市内複数の飲食店で提供したり、「ジンギスカンラリー」を実施している。

- ・ 空き店舗を活用してチャレンジショップ事業を実施してきた。その結果、5～6店が定着している。その中には若い人で繁盛している店もあり、従来の商店主がチャレンジショップ出身の経営者に講演（勉強会講師）を依頼するようなことも出てきた。このように、様々に手がけてきたソフト事業が徐々に効果を上げ始めてきている。

②市長の政策提言（マニフェスト）

滝川市長 田村 弘の「滝川市を元気にする政策提言」（抜粋）

- ・ 中心市街地活性化基本計画をつくり、国などの支援を得て中心部ににぎわいを復活し、歩いて暮らせる街をつくる。
- ・ 中心部居住を進めるため、民間住宅の建設を促進し、公営住宅の建設を早める。
- ・ 図書館をまちなかに整備して、新しい読書コミュニティを整備する。
- ・ 市立病院を現在地で改築し、地域の医療機関と協力して、保健・医療の充実・救急医療の充実を図る。

（3）中心市街地活性化基本計画の見直しに取り組んできた経過

①中心市街地活性化フォーラム実行委員会（平成16年度）

【旧計画の点検・検証作業】

- ・ 参加団体：駅前商店街、鈴蘭中央商店街、銀座商店街、大通商店街、坂の上商店街、滝川商工会議所、滝川市商店街振興組合連合会、㈱アニメ滝川

第1回 元気タウン計画・TMO 構想概要説明元気タウン計画等実施状況説明・点検作業

第2回 テーマ「中心市街地とは？」について

第3回 元気タウン計画見直し、TMO の再編、各商店街振興について

第4回 中心市街地の方向性（目標）について

中心市街地活性化フォーラムにおける旧中心市街地活性化基本計画の点検・検証結果
【中心市街地の整備改善のための事業】

	基本計画に記載されている事業名	事業内容	事業(予定)者	実施状況
1	高林・名店ビル整備事業	優良建築物再開発事業	民間・滝川市	未着手
2	イベント広場、公園・広場整備事業	水と緑の憩いのスペース整備	滝川市・民間	未着手
3	駅前広場等改善事業	区画整理事業調査	滝川市等	未着手
4	情報・文化施設整備事業	情報・文化・娯楽の複合施設	滝川市・民間	完了
5	駐車場整備事業	駐車場用地取得	滝川市・民間	完了
6	駐車場付き建築物整備事業	既存建築物再整備	民間	未着手
7	歴史的建物の活用事業	歴史的建築物再生事業	アートチャレンジ滝川	完了
8	広場等の整備事業	ベルロード中間地区広場	滝川市・民間	未着手
9	街なか居住促進事業	官民が総合的に供給	民間・滝川市	未着手
10	道路環境整備事業	栄通りのカラー舗装化	滝川市	未着手
11	道路新設事業	区画整理事業関連	滝川市	未着手
12	住宅街区整備事業	住宅地の基盤整備	滝川市	未着手
13	自由通路整備事業	JR 路線上人道橋	滝川市	未着手
14	歩行者空間環境整備事業	歩道整備	滝川市	未着手
15	国道12号の景観整備事業	都市景観形成	未定	未着手
16	坂の上地区消融雪槽等の整備	歩道・駐車スペースの融雪	未定	未着手
17	駐車帯整備事業	路上駐車帯の整備	未定	未着手
18	一の坂西公園整備事業	近隣公園造成事業	滝川市	完了
19	沿道環境整備事業	都市景観向上整備	未定	未着手
20	道路新設改良事業	道路や歩道の新設改良整備	滝川市	完了
21	商店街環境整備事業	ポケットパーク・駐車場整備	滝川市・民間	完了
22	文化の道づくり事業	歩道デザイン・彫刻等配置	滝川市	未着手
23	コミュニティバス整備事業	中心市街地利便性確保	民間	完了
24	バリアフリー整備事業	バリアフリー化の推進	滝川市・民間	未着手
25	保育所建設事業	保育所整備	滝川市	完了



【中心市街地の商業活性化のための事業】

番号	基本計画に記載されている事業名	事業内容	事業(予定)者	実施状況
1	高林・名店テナントミックス管理事業	再開発ビルテナント賃貸運営	民間	未着手
2	情報提供事業	商店街情報広報事業	民間	着手済
3	テナント導入事業	若者向け店舗等導入	㈱アニメ滝川	着手済
4	商店街交流コーナー整備事業	コミュニティ施設事業	たきかわホール	着手済
5	個店のファサード整備事業	個店のファサード整備	民間	未着手
6	空き店舗対策事業	空き店舗対策・新規開業支援	㈱アニメ滝川	着手済
7	シースルーシャッター整備事業	シースルーシャッターの普及	民間	未着手
8	げんきカードパワーアップ事業	ICカードポイント還元事業	民間	完了
9	駐車場対策事業	駐車場管理の一元化	民間	未着手
10	バリアフリー化事業(個店)	個店のバリアフリー推進	民間	未着手
11	多目的ホール商店街魅力アップ事業	市民ホール整備事業	滝川市	着手済

②中心市街地活性化ワーキング(平成17年度)

【旧計画の見直し作業】

- ・参加団体：駅前商店街、鈴蘭中央商店街、銀座商店街、大通商店街、坂の上商店街、滝川商工会議所、滝川市商店街振興組合連合会、(株)アニメ滝川、滝川商工会議所青年部、滝川青年会議所、NPOたきかわホール、NPOアートチャレンジ滝川、FMG' S k y ボランティア運営協議会

- 第1回 テーマ、基本方針、目標等について
- 第2回 事業について
- 第3回 商業等の活性化のための事業について
- 第4回 TMO構想・商業等の活性化のための事業について

(4) 中心市街地活性化に関する市民懇談会

①市内主要団体との中心市街地活性化に関する懇談会

開催日	意見交換団体
平成17年9月 5日	滝川市婦人会・滝川商工会議所女性会
平成17年9月 7日	滝川青年会議所・滝川商工会議所青年部
平成17年9月 8日	滝川消費者協会
平成17年9月 8日	滝川市町内会連合会連絡協議会
平成17年9月 8日	滝川市商店街振興組合連合会
平成17年9月 9日	滝川商工会議所
平成17年9月12日	滝川市老人クラブ連合会・滝川市障害者団体連絡協議会
平成17年9月12日	滝川市文化連盟・たきかわ芸術協議会・NPOアートチャレンジ滝川・NPOたきかわホール
平成17年9月13日	江部乙商工会

○主な意見等

中心市街地地域の課題としては人口の減少や憩いの場・緑地（花）不足が上げられ、商業の課題としては後継者不足や地価に見合わない賃料設定、業種不足、意欲の低下などが上げられた。また、望まれる中心市街地としては、歩いて暮らせるまちや公共的施設（コミュニティ施設や病院・図書館）の充実、チャレンジショップ事業等による空き店舗活用・解消が意見として寄せられた。

②中心市街地活性化フォーラムの開催

日 時： 平成19年3月29日

場 所： たきかわホール

参 加： 121名

テーマ： 滝川流コミュニティ

「多様な主体が参加する滝川市中心市街地活性化事業」



(5) 市町村の中心市街地活性化の取組に対する診断・助言事業（経済産業省中心市街地活性化室）

改正中活法に基づき新しい中心市街地活性化基本計画を作成し、国の認定を目指すこととしたが、専門家による様々な角度からの分析とアドバイスを得ることが必要と考え、当事業が実施された。

1) 診断・助言事業の実施経過

ガイダンス・プレミーティング(H18年8月29日・9月13日)

○取組状況のヒヤリングと意見交換



意見交換会(H18年10月20日)

○自己診断調査、中心市街地来街者調査等の中間報告
○中心市街地活性化基本計画の組み立て案についての合意形成
○診断・助言事業の位置づけと進め方



第1回研究会(H18年11月24日)

○中心市街地の今後の取り組み課題と取り組みの方向性を検討



第2回研究会(H18年12月20日)

○中心市街地活性化を推進するにあたっての体制整備の検討
○前回の基本計画を検証・評価、その結果の共有



【現地勉強会－1】(H19年2月6日)

○具体的事業実施に向けての検討

- ・空き店舗実態調査結果報告
- ・空き店舗活用事業の方向性検討

第3回研究会(H19年2月16日)

○賑わいの創出に向けて、中心市街地の商業機能活性化の方策の検討

【現地勉強会－2】(H19年2月23日)

○来街者・生活者アンケート結果報告

○商業活性化のための方策の検討

- ・商店街のコンセプト設定・商店街の強み

意見交換会(H19年3月6日)

- まちづくり関係者の合意形成と意見交換
- 今後の事業推進に向けての体制

報告会(H19年3月29日)

- 多様な主体が参加する滝川市中心市街地活性化事業
 - ・診断・助言事業結果の報告
 - ・これからの滝川市の取り組み

2) 診断・助言結果

○住宅

すでに、立地補助制度を整備して取り組んでいるが、できれば将来目標をかかげて体系的、継続的な取り組みをしていくことが望ましい。

○商業

商人塾のような人材育成プログラムの実施、空き店舗の紹介、市の開催等に取り組む。

○事業立案上の留意点

今回の基本計画づくりについては都市規模・人口規模・財政規模を睨みながら事業メニューを事業成立性というフィルターにかけて立案すべき。また、自然発生的に拡大した商店街を維持し全てを活性化するには無理がある。

(6) 実効性確保サポート事業(中小企業基盤整備機構・中心市街地活性化協議会)

○平成18年10月6日 第1回 中心市街地の商業活性化対策セミナー

場 所： 滝川市庁舎 3階

参 加 者： 33名

テ ー マ： 青森市などの先進地に学ぶ中心市街地の商業活性化策

講 師： 青森まちづくりあきんど隊 隊長 加藤 博 氏

○平成18年10月6日 第2回 中心市街地の商業活性化対策セミナー

場 所： 滝川市庁舎 3階

参 加 者： 21名

テ ー マ： 中心市街地の再開発と商業活性化手法

講 師： (株)アーバンソフト 代表取締役 小宮和一 氏
システム・デザイン・ラボ 代表 久場清弘 氏

(7) 平成18年度滝川工業高等学校研修会

「滝川市における中心市街地の再生について考えよう」

高校生による中心市街地再生を考える研修会が催され、以下の研修結果が示された。

- ①店主の高齢化により商店だけではなく、街全体の活気が失われている
- ②個店には若者にとって魅力的な店舗もあり、それらが牽引力となるのがカギ
- ③街を歩かせる要素（コミュニティスペース）が不足している
- ④少子高齢化に向けたコンパクトシティ対応が今後必要となる

※今後も中心市街地活性化についての研修継続が要望され、NPOアートチャレンジ滝川との連携事業につながっている。

(8) 基本計画に基づく市民意見

中心市街地活性化について市民意見を得るため、平成19年11月30日から12月17日まで「滝川市中心市街地活性化基本計画（素案）」を滝川市のホームページと市役所、支所、地区公民館など市内15ヶ所で縦覧し、市民意見（パブリックコメント）の募集を行い、電子メールにより1件寄せられ、基本計画作成の参考にした。

○市民意見

- ・中心市街地を活性化させるためには「駅ビル」が必要である。

滝川市の将来を担うのは「若者」であり、若者にとって住みやすいと思える街づくりをしてほしい。

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

滝川市は平成12年より旧中心市街地活性化基本計画（元気タウン計画）およびTMO構想に基づき、まちづくり会社「㈱アニム滝川」を設置して計画の推進を図ったが、効果的な事業の進捗が見られなかった。要因としては、実現可能な具体事業立案と資金調達、広範な事業主体の欠如が考えられる。

それらの反省を踏まえ、平成18年5月2日、滝川市中心市街地活性化協議会は滝川商工会議所と滝川市が発起人となってNPOや商店街等の多様な主体を加えて任意の組織として設立され、市が負担金を拠出して基金を積み、審査委員会での審査をもとに中心市街地活性化に有効な事業に対する補助事業を実施してきている。

その後、滝川市中心市街地活性化協議会は、中心市街地活性化に関する法律が施行されたのを受け、同法第15条第1項の規定に基づき、滝川商工会議所と㈱アニム滝川が中心となり、平成18年12月4日に法律に基づく協議会として新設され、商店街を中心に下部組織として活性化委員会を設けて具体的に取り組むソフト事業の検討を行ってきている。

①協議会組織



②協議会の共同組織者

（中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項第1号、第2号関係）

- ・ 株式会社アニム滝川
- ・ 滝川商工会議所

③協議会の構成員

○滝川市中心市街地活性化協議会（平成19年4月27日選任）

協議会役職	構成団体	役職	根拠法令
会長	滝川商工会議所	会頭	法第15条第1項関係
副会長	滝川商工会議所	副会頭	法第15条第1項関係
	滝川市	副市長	法第15条第4項関係
常任理事	株式会社アニム滝川	社長	法第15条第1項関係
	滝川市商店街振興組合連合会	理事長	法第15条第4項関係
	滝川駅前商店街振興組合	理事長	法第15条第4項関係
	鈴蘭中央商店街振興組合	理事長	法第15条第4項関係
	滝川銀座商店街振興組合	理事長	法第15条第4項関係
	滝川大通商店街振興組合	理事長	法第15条第4項関係
	滝川坂の上商店街振興組合	理事長	法第15条第4項関係
	(活性化委員長)	滝川駅前商店街振興組合専務理事	法第15条第4項関係
(審査委員長)	滝川金融協会(北門信用金庫本店長)	法第15条第8項関係	
理事	滝川金融協会	会長	法第15条第8項関係
	たきかわ観光協会	会長	法第15条第4項関係
	滝川消費者協会	会長	法第15条第4項関係
	國學院短期大学	学長	法第15条第8項関係
	滝川市文化連盟	会長	法第15条第4項関係
	滝川市老人クラブ連合会	会長	法第15条第4項関係
	滝川市社会福祉協議会	会長	法第15条第4項関係
	NPO たきかわホール	副理事長	法第15条第4項関係
	NPO アートチャレンジ滝川	理事長	法第15条第4項関係
監事	滝川商工会議所	監事	法第15条第1項関係
	滝川市	理事	法第15条第4項関係
事務局	滝川商工会議所		法第15条第1項関係

④滝川市中心市街地活性化協議会活動経過

○第1回設立準備会

年月日 平成18年4月17日

場 所 市庁舎301会議室

内 容 協議会における組織運営は原案とおり仮承認された。規約・要領等については再整理とされた。

○第2回設立準備会

年月日 平成18年4月20日

場 所 市庁舎301会議室

内 容 今後のスケジュール、再整理した規約・要領、基金事業における募集要領・審査基準、暫定収支予算案について説明、原案とおり仮承認された。

○設立総会（第1回協議会）

年月日 平成18年5月2日

場 所 滝川商工会議所大会議室

内 容 設立趣旨や目的、組織・規約等を説明、原案とおり承認された。協議会役員が選任された。

○第2回協議会

年月日 平成18年12月4日

場 所 滝川商工会議所会議室

内 容 経過、基金事業の実施状況、活性化委員会の検討状況について報告された。新元気タウン計画の方向性（コミュニティによる中心市街地の再生）およびまちづくり会社「㈱アニム滝川」の加入による法定協議会への移行が原案とおり承認された。法定協議会移行について滝川商工会議所ホームページおよび滝川市広報平成19年2月号へ掲載し広告された。

○第3回協議会

年月日 平成19年3月23日

場 所 商工会議所会議室

内 容 活性化委員会の検討状況が報告され、今後取り組んでいくソフト事業として、「りやかあさん事業」「空き店舗対策事業（くつろぎ処整備、チャレンジコミュニティカフェ整備、情報発信事業、チャレンジショップ事業）」「NPOアートチャレンジ滝川におけるソフト事業」「賑わい再生ロード事業」が示され、今後、新滝川市中心市街地活性化基本計画に盛り込む方向でさらに具現化に向けて検討することが確認された。

○第4回協議会

年月日 平成19年4月27日

場 所 滝川商工会議所会議室

内 容 平成18年度の協議会活動状況報告し、新年度の役員選任が原案とおり承認された。活性化委員会での検討状況を説明、ソフト事業の進め方および今後の役割分担（商店街の検討委員）が原案とおり承認された。

○第5回協議会

年月日 平成19年8月20日

場 所 滝川商工会議所大会議室

内 容 新中心市街地活性化基本計画（素案）の概要を説明した。

市立病院建替えや図書館移転、公営住宅整備のハード事業による集客・居住施設の充実を図るとともに、賑わい再生ロード事業を軸とした空き店舗対策事業やNPOアートチャレンジにおけるソフト事業、NPOたきかわホール関連事業、りやかあさん事業等の商店街協働コミュニティを柱とするソフト事業で駅やバスターミナル等の既存の集客施設とを結びつけ、中心市街地の活性化を目指す計画（素案）が承認された。

また、中心市街地のエリアについても承認された。

○第6回協議会

年月日 平成20年1月18日

場 所 滝川商工会議所大会議室

内 容 新中心市街地活性化基本計画（案）における基本方針や目標、市立病院建替え等のハード事業および活性化委員会で主体的に練られた各種ソフト事業等について説明し、全般的な意見聴取を行った結果、新中心市街地活性化基本計画（案）を進めることで承認された。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

① 様々な主体の巻き込み

○ 消費者協会

平成18年度に300名以上の会員からなる滝川消費者協会の事務所が、総合福祉センターから商店街の一角にある高林ビルの3階に移転したが、単なる事務所の移転に留まらず、滝川市商店街振興組合連合会と連携して、滝川市中心市街地活性化協議会の中心市街地活性化助成事業に応募し暮らしのショールームを開設、活性化事業に意欲的である。

○ リヤかあさん事業

中心市街地活性化協議会では、リヤカーを中心市街地活性化に活用することに着目し、専用のリヤカーを作成して消費者協会の協力により街なかでのイベントを中心に同会が作成したリサイクルの手づくり品、JAの協力を得て旬の農産物の販売などを行っている。今後は結成予定の「(仮称) 街なか賑わい女性100人応援団」など多様な主体を巻き込んで活用を広げていく予定である。

○ 滝川納涼盆踊り祭り事業

当初は商店街内に位置する寺の境内を活用して、駅前商店街が市民文化の継承と賑わいづくりを目的に開催していたが、市民はもとより市外からの参加者も年々増加し、約2,500名が集まるイベントとなった。平成16年からは商店街に沿った車道を封鎖し大々的な市民祭りとして駅前・鈴蘭中央商店街が合同で実施している。



○ 市民の取り組み（文化団体活動の活性化）

平成15年に駅前再開発ビルのキーテナントである西友が撤退し、一時閉鎖された同ビルに市内各所に散らばっていた文化団体が集結した。滝川演劇鑑賞会、たきかわ音楽鑑賞会、滝川おやこ劇場、滝川映画サークル、以上4団体が入居することで、新たなコミュニティが生まれ、たきかわ芸術協議会が設置され連携した事業展開が可能となった。また、同ビル内にある「たきかわホール」も平成15年から市民運営が開始され、今まで展示会等が主だった同ホールの運営も市民活動の発表の場や文化の発信基地として活用されることとなり、平成18年度の利用者は25,000人を超えた。また、平成16年には同ビル地下にコミュニティ施設（地域交流文化広場「く・る・る」、子育て応援親子ひろば「とんとん」）がNPOたきかわホールによって開設され、運営には新たに滝川市文化連盟も加わり、平成18年度月平均利用者は、「く・る・る」約2,500人、「とんとん」約800人となり、さらなるコミュニティの広がりをみせている。

○ NPOや文化団体、短期大学や高校と商店街のさらなる連携

これまで中心市街地を舞台に活動をともしてきた滝川流コミュニティの源流である連携を、これから取組む活性化に資する事業の展開に活かし、より一層の効果を上げるとともに、さらに多くの市民の参加を呼び込み、中心市街地の活性化を図っていく。

②各種事業等との連携・調整

○下水道合流改善事業

中心市街地とほぼ重なる区域において、合流式下水道を分流化する事業が平成19年度から実施しており、悪臭の防止、公共水域の汚染防止することにより、中心市街地における街なか居住推進のため、住みよいまちづくりに寄与することを目指す。

○魅力あるまちづくり推進委員会

当委員会は、中心市街地において多様な主体が連携して人と人が結びつき、多様なコミュニティの形成と魅力ある中心市街地に発展させることを目的として組織化されている。構成員は、商店街振興組合、NPO、滝川市など8団体に及んでいる。主に「く・る・る」の企画イベント、NPO法人アートチャレンジ滝川の紙袋ランタンフェスティバルや商店街が合同で実施する納涼盆踊り祭りなどの集客イベント、ソフト事業を連携しながら実施している。

○中心市街地活性化基金事業

滝川市は、多様な主体が中心市街地活性化に資する事業を実施するための呼び水となることを目的として平成18年度に中心市街地活性化協議会に対して3,000万円を拠出し、協議会はこれを基に中心市街地活性化基金を創設した。基金を基に中心市街地の多様な主体が連携して取り組む様々な活性化事業（申請事業）に対して助成するとともに、協議会が自ら行う事業（自主事業）にも活用している。平成18年度は9件の事業を採択し、総額約700万円の助成を実施し、中心市街地の活性化に寄与している。

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方	
<p>●都市計画マスタープラン（平成21年度策定完了予定）</p> <p>これまでは住宅団地の開発などにより市街地が徐々に拡大してきたが、人口減少社会の到来、少子高齢化、厳しい財政状況など、都市を取り巻く環境が大きく変化している。市民の良好な福祉を守り、暮らしやすい都市環境の発展を目指す持続可能な都市運営を実現するためには、効率的な都市機能の配置に配慮したコンパクトな市街地形成が不可欠な状況にある。</p> <p>滝川市は豪雪地帯にあり、増大してきた除排雪経費は財政を大きく圧迫している。経費節減の中で一定レベルの除排雪を維持していくためにも、都市機能の集約と適正配置によるコンパクトな市街地形成は不可欠と考える。</p> <p>現在、上記観点により平成21年度の都市計画マスタープラン見直しに向けて平成18年度から検討している。</p>	
[2] 都市計画手法の活用	
<p>●準工業地域における大規模集客施設の立地制限</p> <p>中心市街地の活性化を有効に推進するためには、その活性化に影響を及ぼす郊外部の無秩序な開発は抑制する必要がある。</p> <p>中心市街地への影響が大きいと考えられる10,000㎡を超える大規模集客施設については、中心市街地活性化の観点からその立地を商業地域、近隣商業地域に限定するために、準工業地域全体について特別用途地区を設定して立地制限している。</p> <p>平成19年12月15日付で都市計画決定を行い、併せて同日付で建築条例を施行した。</p>	
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	
<p>①都市機能の適正立地の考え方</p> <p>少子高齢化、人口減少社会に対応したコンパクトに機能が充実した効率的な中心市街地の形成が必要なるが、そのために歩いて暮らせる範囲に必要な都市機能の立地促進を図る。</p> <p>市役所、市立病院から国道12号・38号交差点、ベルロード、JR滝川駅に至る経路の周辺地区において民間共同住宅の建設を促進するために補助制度を適用するなど、優先的に都市機能の充実を図ることとする。</p> <p>②既存ストックの有効活用</p> <p>○市役所庁舎を活用した図書館</p> <p>滝川市は現在、行財政改革に取り組んでいる。滝川市役所庁舎は平成8年に完成し、平成9年度533人いた職員は、現在350人程度まで削減したことから、市庁舎に空スペースが生じた。スペースの有効活用を図るとともに、中心市街地活性化のために2階フロア全体を活用して郊外にある図書館を移転することとした。</p>	

○市立病院の現地建替え

現在の市立病院は中心市街地に立地していて、国道12号・38号の結節点に近くバス、自転車、徒歩、自家用車でのアクセスに好条件の位置にある。また、市役所、郵便局、銀行等に近く、商店街も隣接している。中心市街地活性化のためには、このような好条件の地理的ストックを生かすことが必要であり、あえて郊外移転はせずに現地建替えを選択した。

○その他の既存ストック

滝川振興公社が所有する店舗併用立体駐車場が、1階店舗スペースが空き店舗化してから数年たち、有料駐車場については1日数台～10数台程度の利用にとどまる状態にある。賑わい再生ロードの中間地区に位置する絶好の立地に条件にあることから、まちづくりセンターとして再生を図る。

今後において、これらの公共施設は、中心市街地から郊外へ移転する計画はない。

【4】都市機能の集積のための事業等

【4. 市街地の整備改善のための事業】

- ・合流式下水道改善事業
- ・賑わい再生ロード事業
- ・冬の生活支援事業

【5. 都市福利施設を整備する事業】

- ・滝川市立病院改築事業
- ・集いの広場事業
- ・滝川市立図書館移転事業
- ・まちづくりセンター整備事業

【6. 居住環境の向上のための事業】

- ・高齢者向けバリアフリー仕様の市営住宅建設事業
- ・街なか居住推進補助事業
- ・街なか居住推進インフォメーション事業

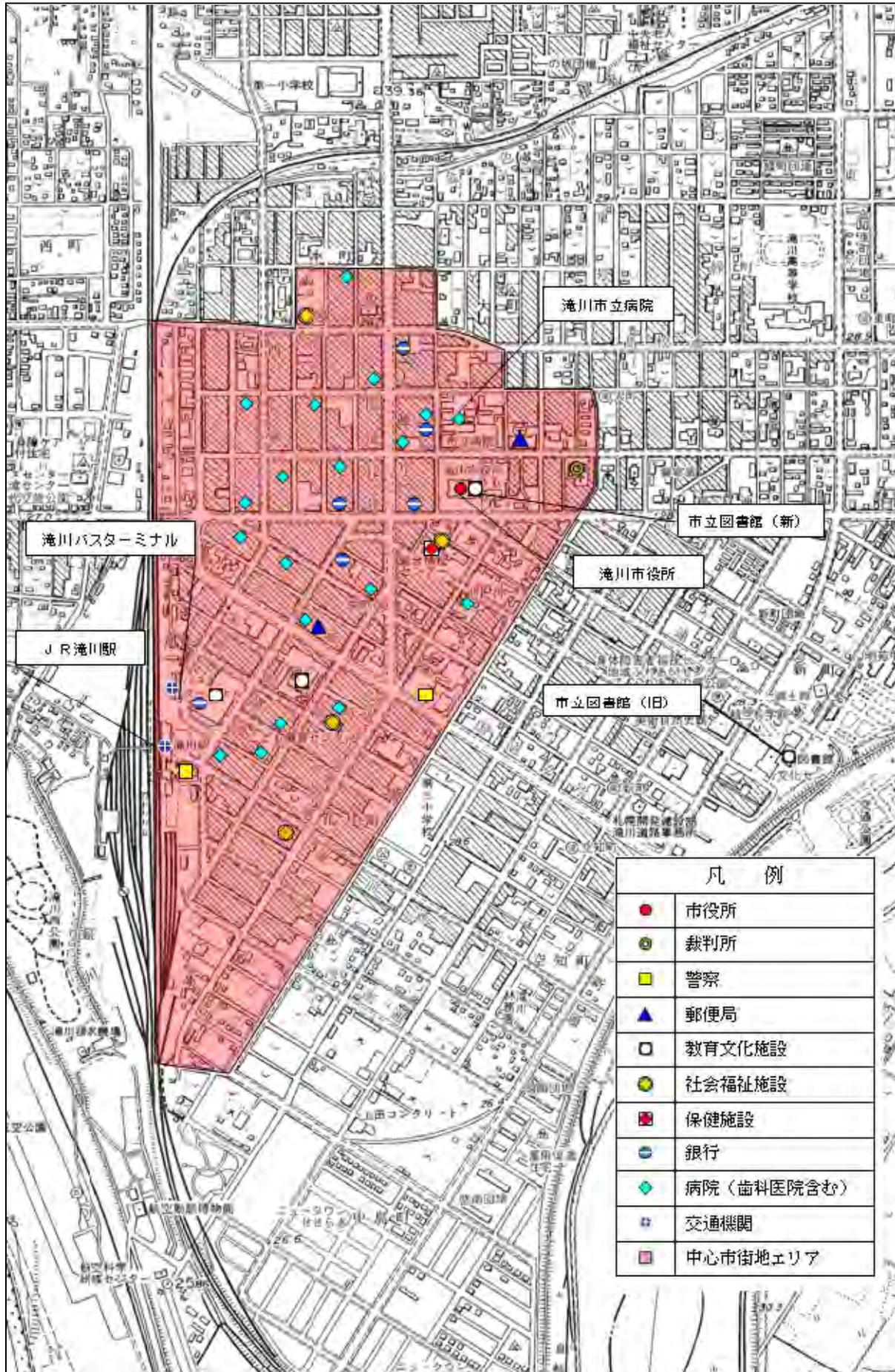
【7. 商業の活性化のための事業及び措置】

- ・商店街拠点づくり事業
- ・スキルアップを目的とした協働型商業等活性化事業
- ・中心市街地活性化推進事業
- ・中心市街地活性化イベント事業
- ・NPOたきかわホール事業
- ・子育て応援パスポート事業
- ・暮らしのショールーム運営事業
- ・中心市街地活性化基金事業
- ・商店街販促事業
- ・商店街活動事業
- ・市民生活・活動支援事業
- ・駅前無料買物駐車場運営事業
- ・にぎわい広場運営事業

【8. 4から7までの事業及び措置と一体的に推進する事業】

- ・敬老特別乗車証サービス事業

中心市街地に集中する都市機能説明図



種別	施設名	施設数
市役所	滝川市役所	1
裁判所	札幌地方裁判所滝川支部	1
郵便局	滝川郵便局	2
	滝川駅前郵便局	
警察	滝川警察署明神交番	2
	滝川警察署駅前交番	
教育文化施設	総合福祉センター	6
	滝川市生涯学習振興会	
	滝川幼稚園	
	たきかわホール	
	街なか地域文化交流施設「く・る・る」	
	親子ひろば「とんとん」	
社会福祉施設	中央公民館	4
	本町地区公民館	
	滝川市こども療育センター	
	老人ホーム「フルールハピネスたきかわ」	
保健施設	滝川市保健センター	1
病院（歯科医院含む）	滝川市立病院	21
	滝川市休日急病センター	
	神部ペインクリニック・内科病院	
	久保会病院	
	近藤眼科医院	
	滝川栄町眼科	
	滝川産婦人科クリニック	
	にかいどうメンタルクリニック	
	戸井整形外科医院	
	武田医院	
	どうちん内科・消化器科	
	しのじま皮膚科	
	村田皮膚科	
	杉村歯科医院	
	スマイル歯科	
	滝川駅前歯科クリニック	
	滝川歯科医院	
武内歯科医院		
塚本歯科医院		
西尾歯科医院		
柳歯科医院		
銀行	北空知信用金庫滝川支店	7
	北門信用金庫本店	
	北海道労働金庫滝川支店	
	北洋銀行滝川支店	
	北海道銀行滝川支店	
	空知商工信用組合滝川支店	
	札幌銀行滝川支店	
交通機関	J R 滝川駅	2
	滝川バスターミナル	

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

中心市街地の事業を推進するにあたり、これまで実践的に取り組まれてきた市民活動や試行されてきた事業の成果を十分に活用する。

①活発なNPOによる実践活動の推進

たきかわホール～駅前再開発ビル地下で運営するコミュニティ施設「く・る・る」は文化講座や手づくりショップが集客を得ている。スタジオの講座利用は文化連盟を中心としたサークル活動が中心であったが、平成19年6月から地元の国学院短期大学によるオープンカレッジを2講座開講した。ともに各6回の授業があり、それぞれ20名程度が受講し、新たな集客効果をあげている。

本計画において、駅前の文化集積のなかでこれまでなかった本格的教養講座として学院短期大学オープンカレッジを位置づけ、学習意欲の高い中高年をターゲットに事業の拡大運営を図る。

アートチャレンジ滝川～企画応援団という専門家集団を有するアートチャレンジ滝川は、地元ホテルの再生計画に関わり、ホテルのレストランの空間構成からメニューづくり、店員サービスに至るプロデュースを行った。イタリアンレストランとして再生し、現在リピーターも含めて客足は順調に推移している様子である。

本計画において、地域ブランド事業や商店街スキルアップ事業として郊外型大型店と差別化される商品や商店の魅力づくりを推進する取り組みを行い、商店街再生のために意欲的な若手店主を活性化のリーダーとして育成する。

②商店街が取り組んできた試行的事業の推進

銀座商店街振興組合では、人通りが落ち込む商店街の現状に、自分たちができることから頑張るとの意気込みで、イーゼルによる個店情報の掲出と店前に休んでもらえるベンチの設置の運動を行っており、市民から大きな評価を得た。

本計画において、少しでもお客の立場にたつ発想をさらに発展させ、ベンチ・イーゼル事業をベルロード商店街全体に広めるとともに、もてなし空間と情報発信を進める賑わい再生ロード事業の取り組みを実証的に推進する。

③市民ニーズに基づく更なる試行的事業の展開

中心市街地に対する市民ニーズは、ショッピングやアミューズメントに歩いて楽しい通りづくりである。

本計画において、商店街が中心になって新たに魅力ある「食」を提供する商店街活性化拠点づくり事業を展開する。さらにアートチャレンジ滝川が進めるデザインによるまちづくりや、また、若手ブティック経営者が開催したファッションショーや菓子業組合が行ったスイーツバイキングが好評であり、これらを商店街スキルアップ事業として推進し、商店街の活性化を図っていくとともに賑わいの再生に結びつける。

[2] 都市計画との調和等

①滝川市都市計画マスタープラン

滝川市では、都市計画法改正の背景にある市街化拡大抑制と都市機能の集約化の考え方、北海道が作成した「コンパクトなまちづくりの基本方針」などの考え方を参考にし、平成21年度までに都市計画マスタープランの見直しを終える予定で作業を進めている。

中心市街地活性化基本計画の策定に際しても、基本方針の大きな柱の一つに「コンパクトなまちづくり」を据えており、見直し予定の都市計画マスタープランとの調和を保つこととしている。

都市計画マスタープラン見直しスケジュール

平成18～19年度 都市計画基礎調査

平成20～21年度 都市計画マスタープラン見直し

②「コンパクトなまちづくり」の実践

「コンパクトなまちづくり」の実践として、準工業地域全体に中心市街地の活性化に影響がある大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区の設定を行うとともに、都市福利施設、市営住宅などの都市機能を中心市街地に立地するなど、都市機能の集約化も基本計画に位置づけている。

[3] その他の事項

①心のまちづくりプロジェクト

心の教育推進プランが進める「心のまちづくりプロジェクト」の理念のもとに、中心市街地活性化事業を推進する。高齢者や子供など弱者に対するやさしいコミュニティを中心市街地に形成し、こころ温まる生活や気配りの行き届いた生活の場として、ふたたび中心市街地が市民生活の中心となる、賑わいが溢れる再生を目指す。

②環境等への配慮

暮らしやすい中心市街地の形成を図るために、良好な環境の保持、交通安全などに配慮した事業実施を図ることとする。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に 適合するも のであるこ と	意義及び目標に関する事項	P 1 - P 80
	認定の手続	P 116 - P 129
	中心市街地の位置及び区域 に関する基本的な事項	P 46 - P 55
	4から8までの事業及び措 置の総合的かつ一体的推進 に関する基本的な事項	P 116 - P 129
	中心市街地における都市機 能の集積の促進を図るため の措置に関する基本的な事 項	P 130 - P 135
	その他中心市街地の活性化 に関する重要な事項	P 134 - P 135
第2号基準 基本計画の 実施が中心 市街地の活 性化の実現 に相当程度 寄与するも のであると 認められる こと	目標を達成するために必要 な4から8までの事業等が 記載されていること	P 81 - P 115
	基本計画の実施が設定目標 の達成に相当程度寄与する ものであることが合理的に 説明されていること	P 56 - P 80
第3号基準 基本計画が 円滑かつ確 実に実施さ れると見込 まれるもの であること	事業の主体が特定されてい るか、又は、特定される見込 みが高いこと	P 81 - P 115
	事業の実施スケジュールが 明確であること	P 81 - P 115